

令和2年12月23日
電力・ガス取引監視等委員会

「電力の小売営業に関する指針」の改定の建議について

電力・ガス取引監視等委員会は、非化石証書の制度の変更(非FIT非化石証書の取引開始)に伴う環境価値の表示ルールに関して「電力の小売営業に関する指針」を改定することにつき、経済産業大臣に建議しました。

1. 概要

エネルギー供給構造高度化法で求められる小売電気事業者の非化石電源比率の向上を促すために平成30年度より導入された非化石証書の制度につき、従来のFIT電源に由来する非化石証書に加えて、本年度よりFIT電源以外の非化石電源に由来する非化石証書(非FIT非化石証書)も取引の対象となりました。

この制度変更に伴い、需要家・消費者への電源構成等の開示のあり方に関して電力の小売営業に関する指針(以下「本指針」といいます。)の改定が必要になるため、制度設計専門会合において議論が行われ、需要家や消費者への分かりやすさや誤認を招かないことを考慮して、次の事項の改定が必要と取りまとめられました。

- 電源構成の開示だけでなく、非化石証書の使用状況についても情報開示するよう、それを望ましい行為に追加する。
- 非化石証書の使用による「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」の表示につき、電源に関して誤認を招かないよう必要な記載を整理する(FIT 電気や、卸電力取引所調達・化石電源等の電気に関する記載内容について、それぞれ整理)。
- 小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求を行うことは、問題となる行為と整理する。
- 上記の考え方を踏まえた、電源構成表示及び非化石証書使用状況の表示例を記載する。

上記の制度設計専門会合の審議を踏まえ、令和2年12月21日の第302回電力・ガス取引監視等委員会において、別紙の事項につき本指針を改定することについて、経済産業大臣に建議することを決定しました。

2. 添付資料

「電力の小売営業に関する指針」の改定の建議について(建議文)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室長 黒田
担当者:住田、川原
電話:03-3501-1511(内線 4381)
03-3501-1552(直通)